

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 5 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 7
号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 5 章 雑則（第 1 1 2 条）」を

「第 1 5 章 里親支援センター（第 1 1 2 条—第 1 1 7 条）
第 1 6 章 雑則（第 1 1 8 条）」
に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（2 1） 里親支援センター 法第 4 4 条の 3 に規定する里親支援センターをいう。

第 7 条の 3 第 1 項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里
親支援センター」に改める。

第 1 4 条第 4 項中「、児童厚生施設及び児童家庭支援センター」を「及び児童厚生施設」
に改める。

第 1 6 条第 1 項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親
支援センター」に改める。

第 1 7 条各号列記以外の部分中「省令」という。）第 1 2 条の 2 に規定する厚生労働大
臣」を「内閣府令」という。）の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第 3 0 条第 1 項各号列記以外の部分中「省令第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大
臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改め、同項第 4 号中「省令第 2 2 条
の 2 第 1 項第 4 号に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」
に改め、同条第 2 項中「省令第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令

の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第33条中「乳幼児について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第35条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加え、「その他の」を「等」に改める。

第38条第1項各号列記以外の部分中「省令第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改め、同項第4号中「省令第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「省令第27条の2第2項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第39条第5号中「認められた者、」を「認められた者若しくは」に改め、「省令第28条第5号に規定する」を削る。

第41条中「母子について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第44条中「婦人相談所その他の」を「里親支援センター、女性相談支援センター等」に改める。

第48条中「省令第35条に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定により内閣総理大臣」に改める。

第53条第2項第4号中「認められた者、」を「認められた者若しくは」に改め、「省令第38条第2項第4号に規定する」を削る。

第58条第1項各号列記以外の部分中「省令第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改め、同項第4号中「省令第42条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「省令第42条の2第2項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第59条第8号中「認められた者、」を「認められた者若しくは」に改め、「省令第43条第8号に規定する」を削る。

第62条中「児童について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第65条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加え、「その他の」を「等」に改める。

第67条第1項中「省令第49条第1項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第81条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第92条第1項各号列記以外の部分中「省令第74条第1項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改め、同項第4号中「省令第74条第1項第4号に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「省令第74条第2項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第94条中「児童について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第97条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加え、「その他の」を「等」に改める。

第100条第1項各号列記以外の部分中「厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」を「こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センター（以下「人材育成センター」に改め、同項第3号及び同項第4号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同条第2項中「省令第81条第2項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第101条第7号中「認められた者、」を「認められた者若しくは」に改め、「省令第82条第7号に規定する」を削る。

第104条中「児童について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第107条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加え、「その他の」を「等」に改める。

第111条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に、「その他の関係機関」を「等」に改める。

第112条を第118条とし、第15章を第16章とする。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第112条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第3項第3号において「里親等」という。)が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第113条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自

立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第114条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第115条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第116条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第117条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第14条、第17条、第30条、

第38条、第39条、第48条、第53条、第58条、第59条、第67条、第81条、
第92条、第100条及び第101条の改正規定は、公布の日から施行する。